

アウグスティヌスの修道制の成立(1)

—ローマ・アフリカ文化交流史に関する宗教的一側面—

徳 田 直 宏

は じ め に

アウグスティヌス (Augustinus 354—430) の修道制の発展をイタリアにおけるかれの最初の *communitas・Cassiciacum* から北アフリカのタガステ (Thagaste) 及びヒッポ (Hippo) まで跡づけるならば、そこに4世紀半ばから5世紀初頭にかけてラテン的西方世界に成立した修道院がたどる発展の軌跡が集約的に見出されるであろう。R. Lorenzが指摘するように初期修道制・Mönchtum とは多義的で、かつ曖昧な概念であり、また、B. Lohse は西方世界のそれを東方と比べて統一性のない、自己完結性のない運動としてとらえている²⁾。このことは、「修道士トハ世俗ノ活動ヲステ、信仰ノワザニ敢エテ自ラヲツカシメル」という、アウグスティヌスと同時代人オロシウス (Orosius 5世紀初頭) の修道士に関する広義な定義にもうかがわれ、禁欲主義を基盤とする修道士のいわゆる「完全なる生活」がまさに多様なあり方を示しているところからも明らかであろう。

本稿では、アウグスティヌス修道制成立の視角から、4世紀後半より活発化するラテン的西方世界のエジプト及びオリエントの禁欲主義運動の流入によって形成される修道生活の多様性の問題を、まずはアウグスティヌスと接触可能とみられる同時期のイタリアと北アフリカの修道制に関してとりあげ、その影響がかれの修道制の成立過程にどのように投影しているのか、また、かれの修道制を支える理念とは何か、そしてこの理念の反映とみられるラテン的西方世界の最初のかれの修道院規則を検討し、アウグスティヌス修道制のあり方の一端を明らかにすることにした。

本研究は昭和54・55年度文部省科学研究費補助金一般 (B) に基づく『ローマ・アフリカ文化交流史の研究』〔研究グループ 長谷川博隆 (名古屋大学), 国原吉之助 (名古屋大学), 辻佐保子 (名古屋

大学)、徳田直宏(愛知県立芸術大学)の研究成果の一部である。

注

- 1) R. Uorenz, Die Anfänge des abendländischen Mönchtums im 4. Jahrhundert, Zeitschrift für Kirchengeschichte 77, 1966, S. 2.
- 2) B. Lohse, Askese und Mönchtum in der Antike und in der alten Kirche, Religion und Kultur der alten Mittelmeerwelt in Parallelforschungen Bd. I, München und Wien 1969, S. 214.
- 3) „qui ad unum fidei opus dimissa saecularium rerum multimoda actione se redigunt.“ Orosius, Adversus paganos historiarum libri septem, 7, 33. CSEL V. S, 515 f.

1. ローマ修道制とアウグスティヌス

アウグスティヌスが《告白録》(confessiones)の中で語っているように、かれが禁欲主義的生活を初めて知ったのは386年の夏のミラノであり、それは皇帝グラティアヌス(Gratianus 在位375—383)の宮廷人でアフリカ出身の同郷人ポンティティアヌス(Pontitianus)が語ったアントニウス(s. Antonius 251¹⁾/₂₅₂—356²⁾/₃₅₇)の生活、また、ポンティティアヌス自らが帝都トリアーで目撃したという同聖人の伝記《聖アントニウス伝》(Vita s. Antonii)に触発されて始めた2人の同僚の神へ奉仕の禁欲主義的生活などの逸話であり¹⁾、それがアウグスティヌスを387年の改宗に導いた要因となっている²⁾。386年の夏から388年の暮、アフリカに帰省するまでの1年半の間、かれがローマとミラノに存在する修道生活のあり方を調査見聞しているところから³⁾、われわれはアウグスティヌスと接触の可能性をもつ両都市周辺の修道制を瞥見することにしよう。

Lorenz は4世紀後半のローマ修道制を論ずる際、ローマにおける禁欲主義的生活の古代教会的・西方的形態(Altkirchlich-abendländische Form)の存在とそれのエジプト的・オリエント的形態(Ägyptische-orientalische Form)への転換乃至は混交を明らかにしている⁴⁾。

エジプト・オリエント修道制の影響を受ける以前の古代教会的・西方的形態とは、ローマ貴族の婦人層に流布した禁欲生活であり、それは個人の数人の志を同じくする血縁乃至は主従関係にある者たちが処女として、また寡婦として両親か、あるいは自らの家に留まり、外界との関係を制約しながら、聖書研究と信仰生活とを営む禁欲的家共同体(die asketische Hausgemeinschaft)を形成していた。ローマ修道制はこの家共同体を基盤として、エジプト・オリエント修道制の影響を受けている⁵⁾。

エジプト・オリエント修道制とは、アタナシウス(Athanasius 296頃—373)の《聖アントニウス伝》のなかで描かれているように、貧者への施しを目的とする私有財産の放棄を諭すキリストの教え(マテオ第19章21節)の完全な実践であり、また、悪魔の誘惑に対する戦いのために、砂漠に赴いたアントニウスの生活に象徴される外界との関係を断った禁欲主義的生活であった。⁶⁾ エジプト・オリエント修道制には、アントニウスの隠遁制(anachoreta)とパコミウス(Pachomius 290頃—346)の共住制(coenobium)とがあり、後者も Gemeinschaft を形成する以外、禁欲主義的生活形態については前者と変わりはない。ローマ修道制が家共同体を外界との繋りを断ち、それを都市から郊外に移している点に、エジプト・オリエント的影響が認められる。

4世紀後半から5世紀の10年代にかけて、ローマにエジプト・オリエント修道制を紹介した人物の名をあげれば、アタナシウスと2人のエジプト人修道士イシドールス(Isidorus)とアンモニウス(Ammonius)、デメトリウス(Demetrius)、メラニア・セニオル(Melania senior 349頃—410)、エテリア(Aetheria)、アキレイアのルフィヌス(Rufinus)、ヒエロニムス(Hieronimus 342頃—420)、メラニア・ユニオル(Melania junior 383—439)、ポストゥミアヌス(Posthumianus)、カシアヌス(Cassianus 360頃—435)、マルティヌス(Martinus 316頃—397)らであり、なかでも決定的影響を及ぼしたのはアタナシウスとヒエロニムスの両者であろう。⁷⁾

コンスタンティヌス大帝(Constantinus I 在位306—337)統治下で第1回の追放の刑を受け、アレキサンドリアの司教の座を追われたアタナシウスが、339年ローマを訪れ、そのまま2人のエジプト人修道士とともに数年間滞在し、禁欲主義的生活をのべ伝えた事実と、また、357年著わしたかれの著書《聖アントニウス伝》がおそくとも375年までにアンチオキア司教エヴァグリウス(Evagrius)の手によってラテン語に翻訳された事実とは、ともにローマにエジプト修道制の導入の役割を果たしている。⁸⁾

また、ヒエロニムスは360年代の初め、ローマで受洗した直後、東部ガリアで修道生活に接し、自ら修道士となるため、東方に赴き、砂漠の禁欲者として東シリアのカルキスで隠遁生活を体験した。⁹⁾ かれは380年ローマに帰り、教皇ダマス(Damasus I 在職366—384)の庇護の下に当地で禁欲主義的生活のプロパガンダとなっている。¹⁰⁾ かれはラテン語のなかに初めて „monachus“ という語を加え、¹¹⁾ 更に修道生活に入ることを「第2の洗礼」と規定し、„virginitas“ を高く評価し、それを中核とする禁欲思想を聖書解釈学とともにローマ貴族の婦人層のなかに広めている。¹²⁾

ここにローマにおける禁欲主義的生活の実態について瞥見することにしよう。ローマに

おける最も古い形態は、249年乃至は250年の司祭で異端者ノヴァティアヌス (Novatianus) —ノヴァトゥス (Novatus) —に求められ、かれは独居の僧房・cellula の中で聖職者としての司牧から身をひき、哲学的思索の生活を営んでいた。³¹⁾ノヴァティアヌスはローマばかりでなく、西方世界における最初のキリスト教的隠遁者であって、かれの隠遁生活は哲学的思索の生活という古代的形態と結びつき、¹⁴⁾この特質は年代の確定が不可能であるが、オリゲネス (Origenes 184/185—254/255) の弟子と称する Domnius/Domnio と、世間との関係を絶っている氏名不詳の男女の生活形態にもうかがえる。¹⁵⁾

ヒエロニムスによれば、アタナシウスが第1回の追放の際、ローマを訪れた339年は、ローマ貴族の婦人の間にいまだ修道生活が知られていなかったことを報告している。¹⁶⁾後述するマルケラ (Marcella ?—410) 以前に、ローマ貴族の婦人の禁欲生活の存在を否定するこの書簡は、逆に下層階級の婦人の間におけるその存在をうかがわしめるが、¹⁷⁾339年以前のこの問題に関するローマの状況は史料のうえで把握するに殆んど不可能に近いと言えよう。

ローマ貴族の婦人の間における禁欲主義的生活形態について考察すれば、その始まりはコンスタンティヌ大帝の娘コンスタンティア (Constantia) が皇帝ディオクレティアヌス (Diocletianus 在位284—305) の305年の迫害で殉教したアグネス (s. Agnes) のために、337年から350年までの間に basilica と monasterium を設立し、寡婦として営んだ禁欲生活であった。¹⁸⁾また、アンセラ (Ansellia) の場合をみると、かの女が334年の誕生以前に父によって、夢に基づき処女として一生を捧げることが決められている。そこにエジプト・オリエント的影響が働いているかどうか不明であるが、処女としての聖別を受けたのが344年であり、後年両親の反対をおして、自発的によりきびしい禁欲主義に向かい、閉ざされた僧房での生活、貧しい衣服、手工事と詩篇の頌読及び断食などの行為はまさに殉教を意味した。¹⁹⁾この点に Lorenz はエジプト・オリエント的影響を認めている。²⁰⁾

ヒエロニムスがローマにおける最初的女子修道院・monasterium の名誉を与えているマルケラについてみれば、²¹⁾母アルбина (Albina) が339年アタナシウスと2人のエジプト人修道士をアヴェンティヌスにある自分の家に迎え入れ、そこをローマ貴族への禁欲主義運動のプロパガンダの基地としていたところから、かの女も幼時期から禁欲主義に接する機会をもっていたのであろう。²²⁾かの女が母アルбинаと前述のアンセラとともに禁欲主義的生活に入ったのは、355年若くして寡婦となった以後であった。373年のアレキサンドリアのペトルス (Petrus) と375年以後の《聖アントニウス伝》との出会いにより、かの女はパコミウスの共住的修道制とアントニウスの隠遁的修道制とを知り、382年のヒエロ

ニムスとの接触以後は共住制的傾向を更に深めた。385年以後、かの女はローマ郊外の所領に修道院を移しているが、ここに修道士を都市から隔離することを求めるヒエロニムスの主張の反映がみられる。²³⁾

このマルケラのグループに属する者にパウラ (Paula 347—404) がいる。かの女は397年寡婦になったのち、ブレシラ (Blesilla 363—387)、エウストキウム (Eustochium 368頃—420)、ルフィナ (Ruffina) 及びトクソティウス (Toxotius) らの4人の娘たちとともに禁欲の家共同体的生活を営み、共通の黒い衣服をまとい、慈善事業と祈り及びヒエロニムスの指導のもとで聖書研究を行っていた。²⁴⁾

また、400年頃、メラニア・ユニオルが夫ピニアヌス (Pinianus ?—431) とともに、²⁵⁾ 奴隷をその構成員に加えた同上の共同体を形成し、更にアニキア (Anicia) 家出身のプロバ (Proba) が多数の処女を自らの家に集めている事実は、²⁶⁾ アントニウスの隠遁制からパコミウスの共住制への移行を明確に示している。²⁷⁾

最後に、アムブロシウス (Ambrosius 333頃—397) の姉妹マルケリナ (Marcellina) によって353年以後設立された修道院に関して、かれが „他ノ影響ヲ受ケズニ“と主張したように、²⁸⁾ それが果してエジプト・オリエントの影響を受けない、古代教会的・西方的禁欲主義の形態の自己発展の結果であったのであろうか。マルケリナが355年処女としての聖別を受け、他の仲間とともに母親の家で生活するという伝統的な西方的形態をとっていることはアムブロシウスの主張を裏付けているが、しかし、かの女がのちにローマを去り、田舎で全く独りの隠遁生活に入っている点で、エジプトの影響が全くなかったとは言えないであろう。

ところで、ローマにおける男子の禁欲主義の形態はいかなるものであったか。男子に関する事例はきわめて乏しい。ヒエロニムスが反対を唱えた男女の禁欲者が共住生活を営むいわゆる Syneisaktentum の運動があり、これは性の区別を超越した生活行動をとりながら、哲学的思索の生活を営み、グノーシス的な傾向をもつ修道制成立以前の禁欲主義的共同体と言えるものであった。²⁹⁾ また、ローマには、アウグスティヌスによれば、コンスタンティウス (Constantius) という人物によって設立されたマニ教の修道院が存在している。³⁰⁾ このほかに、2、3人の少人数によって構成される男子の禁欲主義共同体が存在する。このグループは指導者をもたず、手仕事によって生計をたて、質素な衣服をまとい、かつきびしい断食を実行したが、都市に住居を定めていた点に、古代教会的・西方的の形態が見出される。³¹⁾

アウグスティヌスが初めて禁欲主義的生活の存在を聞き知ったミラノでは、かれはどの

ような形態と接触する可能性があったのであろうか。

ミラノの修道院設立はアムブロシウスでもって始まる。アムブロシウスの修道院設立の目的は、かれが司教叙任をまぬがれるために、哲学的思索の生活を希求するものであり、³²⁾それは前出のノヴァチアヌスの形態にみられるような伝統的な西方的形態であった。アウグスティヌス³³⁾がその存在を伝える都壁外の男子修道院は、アムブロシウスが直接指示を与える一人の司祭の指導下に置かれ、手仕事で生活の糧をえながら „東方ノ慣習ト使徒パウロノ模範“ に従って、きびしい断食を含む禁欲生活を営んでいる。この指導司祭がミラノ司教座教会直属の聖職者であったとしても、同修道院に対するアムブロシウスの物質的援助がかれ個人によるものか、司教座教会によるものか不明であり、これだけで同修道院とミラノ司教座教会との関係は解明されえない。また、アウグスティヌスの別の報告によれば、ミラノにも多くの寡婦及び処女らが一つの家に住み、織物の仕事で生計をたて、ひとりの婦人を長と仰いで生活するという西方的な禁欲主義的家共同体が存在していた。³⁴⁾

4世紀後半、ローマ及びミラノでその存在が確認しうるものは以上であるが、アウグスティヌスが師アムブロシウスを通じて知りうる可能性があるものに、ヴェルチェリ (Vercelli) 司教エウセビウス (Eusebius) の修道院があげられる。アムブロシウスが西方世界の最初の修道院の栄誉を与えられている同修道院の起源は、アリウス派問題でエウセビウスが東方に追放される355年以前に求められる。³⁵⁾かれがローマで読師 (Lektor) という下級聖職者として過ごしている点から、Lorenz はかれの修道制を疑いもなくローマ的禁欲主義の運動の流れを汲むものとしている。³⁶⁾かれの修道院は、ヴェルチェリ教会の聖職者たちの禁欲的生活の場、すなわち修練の場であり、一種の聖職者修道院・monasterium clericorum であつた。³⁷⁾このあり方は4世紀後半の西方修道院史にあって、ガリアのマルティヌスの Marmoutier 修道院以外には見出しえない事例である。³⁸⁾³⁹⁾

注

- 1) S. Aur, Augustini Hipponensis Episcopi confessionum Libri Tredecim, Opera Omnia Tom. I, Parisiis 1836, Liber Octavus Cap. VI, p. 257—260.
- 2) P. Monceaux, Saint Augustin et Saint Antoine, Miscell. August. II, Roma 1931.
- 3) Augustinus, De Moribus Eeelesiae Catholicae, 70 (XXXIII), Opera Omnia Tom. I, 2, p. 1150—1151, Monceaux, op. cit., p. 66.
- 4) Lorenz, op. cit., S. 3—8.

- 5) *ibid.*, S. 5.
- 6) Lohse, *op. cit.*, S. 190—197. マテオ第19章21節「イエズスは『あなたが、もし完全になりたいなら、もちものを売りにいき、貧しい人々に施しをせよ。そうすれば、あなたは天に宝をつむだろう。それから、私についてくるがよい』とおおせられた。」
 アナタシウスの《聖アントニウス伝》は、アントニウス像を砂漠の禁欲主義的英雄として描く一方では、砂漠で異教徒たちと学問的対話をして、かれらを説得し、従わしめた智のすぐれた哲人としてとらえている。しかし、Lohseによれば、アタナシウスがとくに好んで描いたアントニウス像は哲人像ではなく、禁欲主義的な宗教的英雄像であった。そして、その禁欲行為はそれ自体目的ではなく、基本的には目的のための手段にすぎない。禁欲の動機は肉体そのものに対する敵意によるものではない。誘惑の場が肉体である場合のみ、禁欲は肉体に向けられる。
 アントニウスに関するもう一つの史料・*Apophthegmata Patrum*によれば、アントニウスが砂漠を *anachoreta* の場として選んだのは、「聞く、語る、見る」との三つの誘惑から自らを守るためであったとする。それ故に、*Apophthegmata* に描かれたアントニウスの禁欲者としての像は、アタナシウスが描く悪魔に対する戦士という宗教的英雄像ではない。
- 7) E. Boularand, *Expérience et conception de la vie monastique chez s. Augustin*, *Bulletin de Littérature Ecclésiastique* N° 2—Avril—Juin 1963, p. 146; Monceaux, *op. cit.*, p. 66.
- 8) Lohse, *op. cit.*, S. 214.
- 9) *ibid.*, S. 215.
- 10) Lorenz, *op. cit.*, S. 7.
- 11) Beularand, *op. cit.*, p. 150.
- 12) ヒエロニムスは、禁欲行為のなかにあって性的禁欲、すなわち結婚の放棄を最も高く評価している。それ故に、かれはキリスト者のうちで最も完全なる者は *virgo* (処女) であり、次に再婚を放棄した寡婦であり、第3位は既婚者と規定し、再婚を蔽通よりはましなるものと消極的評価を与えるに留めている。(Lohse, *op. cit.*, S. 218)
- 13) Eusebius, *The Ecclesiastical History*, tr. by J. E. L. Outon, London 1957, VI. 43. 1. and 16., p. 113 and 121.
- 14) Lorenz, *op. cit.*, S. 4.
- 15) Hieronymus, *Epist.* 47, 3, *Corpus scriptorum ecclesiasticorum latinorum* Vol. 54, p. 346, *Ep.* 50, CSEL Vol. 54, p. 388—95.
 Palladius, *The Lausiaca History*, tr. by R. T. Meyer, London 1965, XXXVII, 12—16 *Ancient Christian Writers*, p. 108—110.
- 16) Hieron., *Ep.* 127, 5, CSEL 56, p. 149.
 „Nulla eo tempore nobilium feminarum noverat Romae propositum monachorum nec audebat propter rei novitatem ignominiosum, ut tunc putabatur, et vile in populis nomen assumere.“
- 17) Ph. Schmitz, *La première communauté de vierge à Rome, Ruve Benedictine* 38, 1926, p. 163.
- 18) Schmitz, *op. cit.*, p. 190.
- 19) Hieron., *Ep.* 24, 4, CSEL 54, p. 216.
- 20) Lorenz, *op. cit.*, p. 5 f.
- 21) Hieron., *Ep.* 127, 5, CSEL 56. p. 149.

- 22) Monceaux, op. cit., p. 66.
- 23) „Suburbanus ager vobis pro monasterio fuit et rus electum propter solitudinem.“
(Hieron., Ep. 127, 8, CSEL 56.)。
- 24) F. Cavallera, Saint Jérôme, sa vie et son Oeuvre Première Partie Tom. I, Louvain-Paris, 1922. Lorenz, op. cit., S. 5。
- 25) Hieron., Ep. 108, CSEL 55, 1(2), p. 306。
Cavarallera, op. cit., p. 89。
- 26) Palladius, Laus. Hist., 61, p. 41-44。
- 27) Hieron., Ep. 108, CSEL 55, 1(2), p. 308。
Lorenz, op. cit., S. 6。
- 28) Sancti Ambrosii Mediolanensis Episc., De Vierg., 3,4, 37. PL 244。
- 29) Hieron., Ep. 22, 4, CSEL 54, p. 161 f。
Lorenz, op. cit., S. 7。
- 30) Augustinus, Contra Faustus 5, 5. Opera Omnia Tom. VIII(1), p. 334 f。
Monceaux, op. cit., p. 67。
- 31) Hieron., Ep. 22, 34, CSEL 54, S. 196。
- 32) Paulinus, Vita s. Ambrosii, 7, PL. 14, p. 29。
- 33) Aug., Conf. VI, Op. Om. I, p. 260。
- 34) Aug., De Morib. Eccl. Cath., 70 [XXXIII], Op. Om. I(2), p. 1150。
- 35) C. Jullian, Histoire de la Gaule, VII, p. 225。
- 36) Ambrosius, Ep. 63, 71, PL. 16, p. 1208-1209。
- 37) Lorenz, Op. cit., S. 9。
- 38) Ambr., Sermo, 56, 4, PL. 17, p. 720。
- 39) 拙稿「トゥールのマルティヌスの修道院運動—四世紀末期ガリア政治史への一視—」西洋史学 LXIX 1966。日本西洋史学会編参照。

2. 北アフリカ修道制とアウグスティヌス

アウグスティヌスが初めて禁欲主義的生活を見聞したのが、ローマ及びミラノであったとしても、かれが自らの修道生活を実践に移したのは、388年の暮、北アフリカに帰省したのちであった。ここで、アウグスティヌス修道制が成立するカルタゴを中心とする北アフリカの禁欲主義的生活のあり方について言及する必要がある。

北アフリカにおける禁欲主義的生活の最も古い証言については、すでに2世紀末から3世紀初頭にかけて、カルタゴの法律家でキリスト教改宗者テルトゥリアヌス (Tertullianus 160頃—220以後) の報告によれば、グノーシスの二元論的思想の流れを汲むマルキオン (Marcion) 派の修道士の教会があり、同じくグノーシス派に属するヴァレンティアヌス (Valentianus) 派には、結婚の自発的放棄の「去勢された人びと」・Spadones が存在した。¹⁾ また、テルトゥリアヌスが擁護したモンタヌス (Montanus) 派は終末の準備のた

め、厳格な断食の実践と結婚の放棄、とくに再婚禁止による禁欲主義的生活を奨励した。³⁾ 同派の主張に共鳴したテルトゥリアヌスも結婚を „ヨリ一層ノワザワイヲ防止スルモノ“ と消極的に評価し、処女性・*virginitas*=性的禁欲をまことの理想として、次のように三つの状態に分類している。すなわち、第1のそれは *virginitas felicitatis* であり、 „後ニナッテ、ソレカラ逃レヨウト望ムモノヲ始メカラ知ラナイ状態デアリ“、第2は倫理な力・*virtus* で、 „ソノ力ヲ余リニモ知リスギタモノヲ侮ルコト“ であり、第3の禁欲の功德・*modestiae laus* は „伴侶ノ死ニヨル結婚ノ解消ノ後、再婚ヲ放棄スルコト、” であり、かれは男女にこの三つの点から禁欲生活を奨励している。⁴⁾ そして、テルトゥリアヌスの時代のアフリカで教会聖職者の独身制・*coelibatus* が教会法の強制ではなく、禁欲の完全な理想の実践として成立しており、カルタゴ司教キプリアヌス (*Cyprianus* ?—258) の例が示すように、聖職者がこれら禁欲者の群れから求められている。⁵⁾

3世紀中期、キプリアヌスが唱える禁欲主義的志向は、テルトゥリアヌスと同様に私有財産に対してではなく、もっぱら結婚の放棄という性的なものに向けられていた。かれによれば、禁欲者は使徒、予言者及び殉教者などの天国の集いのなかに場を占める。⁶⁾

テルトゥリアヌスからキプリアヌスにかけての殉教者の時代(202年—313年)における北アフリカの禁欲主義運動の特質は、禁欲と殉教との結びつきであろう。コンスタンティヌス以後、きわめて稀となる殉教にとって、隠遁的生活がその地位を占めるが、それ以前でも殉教という概念は禁欲的・修道的志向性に根ざしている。テルトゥリアヌスによれば牢獄は、まさに荒野が予言者にとってもっていた同じ意義をキリスト教徒に対してもっており、そこは世間から隔絶し、何ら妨害を受けない祈りの場であった。⁷⁾ G. Folliet が言うように、北アフリカで著わされた殉教の書《*passio*》のなかの „*monasterium*“ の語が隠遁所と同意語と解する説は上述の事実を裏づける。⁸⁾

ここで、北アフリカにおけるキプリアヌスと同時代の禁欲者であり、かつ殉教者であった人物名をあげれば、司教 *Secundinus*、騎士階級に属する *Aemelianus*、ディオクレティアヌスの兵士 *Typasius*, *Thibica* 司教 *Felix*, *Montanus*, *Lucius*、キプリアヌス、パウラ, *Dativus*, *Saturninus*, *Maxima*, *Secunda*及び *Donatilla* であった。⁹⁾ これらの殉教が北アフリカの禁欲主義の地域的特異性を決定づけ、その禁欲主義がエジプト及びオリエントの修道制の影響を受ける以前に、すでに存在していたことを示している。

この殉教と禁欲主義との関わりは *Donatismus* と *Circumcelliones* の異端運動にもみられる。4世紀後半のドナティストは性的禁欲の段階に留まっていたが、それはかれらが弾圧された派として求めた高度な完全性の表現を上述の性的禁欲=殉教に求めたからであ

った。キルクムケリオネスの場合も、かれらの禁欲的傾向は殉教であり、世俗との交わりを拒絶するという殉教者的志向をもつものであった。¹⁰⁾

テエジプト及びオリエント修道制が港町カルタゴと東部地中海地域との活発な交易に伴って、北アフリカに入って来たことは疑いえない。アントニウスの名は、かれの伝記が公刊される以前すでに北アフリカで知られていた¹¹⁾。また、アウグスティヌスが北アフリカにイタリアから修道制をもち込んだように、A. Manrique は Prov. Byzacena におけるイタリアの影響を指摘している。Hadrumentum の修道院は司祭職をもつ修道院長をイタリアから招き、ペトゥルスの修道院には „海ノ彼方カラ“ —transmarinis— からの修道士がおり、また、タガステにはローマ貴族のメラニア・ユニオルとピニアヌスが修道院を設立している。かような北アフリカへのイタリアの修道制の移植について、Manrique はそれを5世紀初頭の西ゴート族の侵入と関係づけている¹²⁾。

アウグスティヌスが400年頃に著わした書《De opere Monachorum》で、その生活を批判したある一群の修道士たちが、同じくかれの著書《De haeresibus》の Cap. 57 で論じているメッサリアヌス (Messalianus (Euchites 派)) 派と果して同一とみなしうるかどうかの議論の余地を残しているが¹³⁾、このメッサリアヌス派はメソポタミアで発生した異端であり、390年頃パンフリヤ及びシリアを席卷し、400年にはカルタゴに修道院を設立している。同派の修道士らはアンチオキア司教フラヴィアヌス (Flavianus) のもとで異端として断罪されたのち、シリアから逃亡して来た東方出身の者たちであった¹⁴⁾。かれらの生活形態は先述した Syneisaktentum のそれと共通点を持ち、アウグスティヌスが《De opere Monachorum》で批判の対象とした修道士がメッサリアヌス派であるならば、かれらはマテオ福音書 (VI, 25—34) の言葉を文字どおり実践に移し、手仕事を忌避し、かれらの生活の糧をもらって信徒に課せた義務的な抛出に求めながら、祈り、聖書の読書及び教義の教授にうち過ぎたのである。アウグスティヌスが非難した点は、かれらの福音に基づく信仰のわがを怠情の口実とみなしたところにあった¹⁵⁾。

4世紀後半、ローマ及びミラノで開催された教会会議では、禁欲者 (viergines 及び continentes) に関する規定が見出しえないのに対して、北アフリカでは同規定がすでに4世紀中期に存在する。

349年カルタゴ教会会議の C. 3 及び C. 4 の「教会聖職者, religiosus (religiosa), 男ヤモメ及び寡婦ラガ血縁者デナイ女性及び男性ト共住スルコトヲ禁ズル」との規定は¹⁶⁾、325年のニケア教会会議の C. 3 の規定と同一であるが¹⁷⁾、この男やもめ及び寡婦は聖職者及び religiosus と並記となっているところから、教会から聖別を受け、再婚を放棄した禁

欲者をさし示すのであろう。同規定は教会による禁欲者の存在の公的な認知であり¹⁸⁾、このことは390年のカルタゴの第2教会会議のC.2の規定にも同様にうかがわれるが、同C.3では *religiosus (religiosa)* の聖別権を司祭ではなく、司教に認めている¹⁹⁾。

アウグスティヌスがピッポ司教アウレリウス (*Aurelius*) のもとで、すでに司祭職に就いていた393年の同地の教会会議は、C.5で *religiosus* の聖別を受ける年令の下限を聖職者のそれと同じく25歳と定めており、C.35では聖別された処女たちが両親を失った際、教会はかの女たちを推せんしうる婦人の監督下に置くことを規定している。しかし、C.38では先のカルタゴの第2教会会議のC.3とは異なって、聖別権を司教の承認を前提としながらも、それを司祭にも認めている²⁰⁾。G. Folliet はこのヒッポの教会会議規定について、教会側が *religiosa*、すなわち聖別させた処女たちの生活形態を規定したものととして重要視している²¹⁾。

アウグスティヌスがヒッポ司教として出席した397年の第3カルタゴ教会会議は、聖別を受けた禁欲者の生活形態及びかれらと教会との関係をより発展的にとらえている。C.12では、聖別を受けた寡婦乃至は修道女らが、女性の洗礼志願者のための教理指導と受洗後の生活指導を行いうる能力をもつことを規定している²³⁾。C.97では、司教が聖別を受けた女性たちの指導者の選出に関する審査権を有し、C.102では司祭が食糧問題が機縁で修道女と深く親交を結ぶことのなきように、教会側が監督権をもつことを認め²⁴⁾、C.104では、聖別された寡婦が「修道衣」を着て、かつ再婚した場合、当該者は破門に処せられることを規定している。そして、いわゆるインドールの教会会議法令集・*collectio* のなかに収録されている。C.33は、先のピッポのC.35の「推せんしうる婦人」の箇所に „*monasterio virginum*“ の言葉を並記しており²⁵⁾、そこに393年から397年にかけて禁欲者に関する規律の発展を求めるといふ説が存在するが、このC.33は後になって挿入された形跡があり、その信憑性は疑わしい²⁶⁾。だが、このC.33を除外したとしても、上記の諸規定からして、この397年のカルタゴ教会会議は教会による禁欲者に関する生活規律の設定と監督権の強化を図っていることは事実であろう。この事実にあウグスティヌスがどのようなかわりをもつに至ったかについての検討は、次章に譲ることにしよう。

注

- 1) Lohse, op. cit., S. 136—138.
- 2) G. Folliet, *Aux Origines de l'ascétisme et du cénobitisme africain*, *Studia Anselmiana* 6, Roma 1961, p. 28; Lohse, op. cit., S. 139.

- 3) Tertullianus, *Ad Uxorem* I, 6 et 7, PL 1, p. 1283—1287.
- 4) Tertul., *De Exhortatione Castitatis* Liber 1, PL 2, p. 915. „Prima virginitas felicitatis est, non nosse in totum, a quo postea optabis liberari. Secunda virtutis est, contemnere cuius vim optime noris. Reliqua species hactenus nubendi post matrimonium morte disjunctum, praeter virtutis, etiam modestiae laus est.”
Lohse, *op. cit.*, S. 147.
- 5) Folliet, *Aux Orig.*, p. 29.
- 6) Cyprianus, *De Mortalitate* 26, PL 4, p. 602.
- 7) Tertul., *Ad Martyres* 2, 8, PL 1, p. 619—628.
- 8) Folliet, *Aux Orig.*, p. 30, N. 24; Lorenz, *op. cit.*, S. 24.
- 9) Folliet, *Aux Orig.*, p. 30, N. 25, N. 26, N. 27.
- 10) Lorenz, *op. cit.*, S. 26.
- 11) Athanasius, *Vita s. Antonii*, 93, *La Plus Ancienne Version Latine de la Vie s. Antoine par s. Athanase, Etude de Critique Textuelle*, Utrecht, p. 192.
- 12) Lorenz, *op. cit.*, S. 26.
- 13) Folliet, *Des moines euchites à Carthage en 400—401*, *Studia Patristica* vol. II (2), *Texte und Untersuchungen*, Berlin 1957; Lorenz, *op. cit.*, S. 25, N. 19.
- 14) Folliet, *Des moines*, p. 390.
- 15) *ibid.*
- 16) C. J. Hefele-H. Leclercq, *Histoire des conciles*, Hildesheim · New York 1973, I(2), p. 841.
- 17) *ibid.*, N. 2.
- 18) Folliet, *Aux Orig.*, p. 31.
- 19) Hefele-Leclercq, *op. cit.*, II (1), p. 77.
- 20) *ibid.*, II (1), p. 86 ff.
- 21) Folliet, *Aux Orig.*, p. 32.
- 22) Hefele-Leclercq, *op. cit.*, II (1), p. 102.
- 23) *ibid.*, p. 113, p. 120. C. 99では、彼女たちが男性の集会場での活動を禁止している。
- 24) *ibid.*, p. 102.
- 25) J. D. Mansi, *Sacrorum Conciliorum nova et amplissima collectio*, Florentiae 1761, III, p. 885. この箇所は Hefele-Leclercq には存在しない。
- 26) Folliet, *Aux Orig.*, p. 32, N. 38.